

国家公務員共済組合連合会熊本中央病院
新棟増築計画に伴う機器備品整備支援業務
募集要項（公募型プロポーザル）

1. 案件名称

国家公務員共済組合連合会 熊本中央病院 新棟増築計画に伴う機器備品整備支援業務

2. 業務内容に関する事項

(1) 業務目的と概要

国家公務員共済組合連合会 熊本中央病院（以下、「当院」という）における新棟増築計画に伴う移転計画の整備及び医療機器や備品等の導入計画を含めた機器備品整備支援業務を専門的な知識やノウハウを有し、的確な課題分析及び対応策の策定を実現できる事業者に委託することで、効率的かつ業務内容の質をより高めるため公募型プロポーザルにより委託事業者を選定する。

(2) 業務内容

仕様書の通り

(3) 事業規模（契約上限額）

33,000,000円（消費税及び地方消費税を除く）

(4) 履行期間

契約日から令和11年12月末日まで

(5) 履行場所

熊本市南区田井島1-5-1 熊本中央病院内 他

3. 資格要件

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項に掲げる者

ク 国家公務員共済組合連合会入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。) 又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者については、建設工事競争入札参加資格の再認定を受けた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(5) この公募の日から開札の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 国家公務員共済組合連合会入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

イ 暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

ウ 入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。）の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。（ただし、参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

(6) 令和7年度 全省庁統一資格にて「役務の提供等」の競争参加資格を有するか、申請中の場合は資格決定後、速やかに提出できる者。

(7) 当該役務の実施に当たり、必要な次の能力・態勢を有するか、又は履行時までに次のアからウまでを有することができる者。

ア 病院にて本業務と同様の業務を請け負った実績を有する者。

イ 本業務を5年以上行っている実務経験者が在籍していること。

ウ 医療機器及び什器類等の製造販売業及び販売会社等と特定の資本関係がないこと。

(8) 本業務と同様の業務を請け負った実績を有する者。

(9) 本業務を統括的に管理する責任者を配置すること。この統括責任者は、平成21年10月7日以降、許可病床数が300床以上の、国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的病院（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう）の新築に係る医療機器整備支援業務を含んだ開院支援業務を統括責任者として担当した実績を有すること。

(10) 本業務の主任担当者を専任で配置すること。この担当者は、平成21年10月7日以降、許可病床数が300床以上の、国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的病院（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう）の新築に係る医療機器整備支援業務を含んだ開院支援業務を統括責任者又は主任担当者として担当した実績を有すること。

(11) 円滑に業務を遂行できる体制を整えることができること。

4. 参加申請と申請書類の提出

(1) 参加資格審査申請書等（以下、申請書等）の配布期間

令和7年12月1日（月）から同月12日（金）17時まで

(2) 申請書等の配布場所

国家公務員共済組合連合会 熊本中央病院ホームページよりダウンロード

(3) 申請書等の提出書類及び提出部数

① 企画提案参加資格審査申請書（様式1） 1部

② 契約（取引）実績等調書（様式2） 1部

③ 統括責任者に係る業務実績調書（様式5） 1部

④ 主任担当者に係る業務実績調書（様式6） 1部

(4) 申請書等の提出期間

令和7年12月9日（火）から同月12日（金）まで

（日曜日及び土曜日を除く）の 10時から12時まで 及び 13時から17時まで

(5) 申請書等の提出場所

〒862-0965 熊本市南区田井島1-5-1 熊本中央病院 管財課

（TEL 096-370-3111(代) 内線 4210）

(6) 申請書等の提出方法

持参または郵送による。なお、郵送の場合は提出期間内に必着のこと。

5. 資格審査結果の通知

資格審査の結果通知は、令和7年12月15日（月）付けで電子文書により通知する。

6. 提案書の作成と提出に関する事項

(1) 提案書の作成

提案書は、別添の資料3、「提案書作成要領」を参照の上作成し、企画提案応募申込書（様式3）及び見積書（様式7）を添えて提出すること。

(2) 提出期間

提案書は令和7年12月19日（金）から同月23日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く）の10時から12時まで 及び 13時から17時まで受け付ける。

(3) 提出場所

〒862-0965 熊本市南区田井島1-5-1 熊本中央病院 管財課
(TEL 096-370-3111(代) 内線 4210)

(4) 提案書の提出方法

持参または郵送による。なお、郵送の場合は提出期間内に必着のこと。

7. 募集要項及び仕様書、提案書等に関する質問及び回答

募集要項に関する質問があるときは、質問書（様式4）により令和7年12月9日（火）から同月11日（木）17時まで下記まで電子メールにより提出すること。

電子メールアドレス : kanzai@kumachu.kkr.or.jp

この質問に対する回答は、当院ホームページにて令和7年12月12日（金）付けで公表する。

8. 審査の実施

(1) 提出のあった企画提案書に基づき、審査（書類評価）を実施する。

(2) 審査日程：令和7年12月24日（水）を予定 立ち合い等は不可とする。

9. 事業予定者の選定、決定及び発表の方法

(1) 選定方法

当院が組織する「委託事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という）が定める選定審査基準に照らして、応募者から提出された書類等を総合的に審査し、最も優れた提案

をした者（以下「最優秀提案者」という）と次点者を選定する。

(2) 決定方法

上記(1)の最優秀提案者を事業予定者とする。ただし、当院が指定する時期までに契約合意に達しなかった場合、次点者を繰上げ、事業予定者に決定する。また、契約の履行が確実でないと当院が判断した場合は、事業予定者の決定を取り消す場合がある。

(3) 発表方法

企画提案のあった者に対し、電子文書により通知する。

(4) 選定結果の公表

審査委員会の議事は非公表とする。なお、選定結果（総合評価点のみ）及び審査委員会の構成等については事業予定者を決定した後、令和7年12月25日（木）までに当院のホームページにて公表する。

10. 企画提案の無効に関する事項

次のアからクのいずれかに該当する場合は、その者の企画提案は無効とする。

ア 企画提案に参加する資格のない者が企画提案したとき

イ 所定の日時及び場所に応募書類等を提出しないとき

ウ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて企画提案したとき

エ 2以上の代理人をしたとき

オ 企画提案に関して談合等の不正行為があったとき

カ 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文書の誤脱、または認識しがたい見積または金額を訂正した見積をしたとき

キ 正常な企画提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、またはなした者が企画提案したとき

ク その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

11. 事業予定者の取扱い

(1) 事業予定者と契約条件を協議のうえ、当院の承認を受けることにより事業者となる。

(2) 本業務を受託した者（協力会社を含む。）及びこれと資本関係又は人的関係のある者は、当院が新棟開院までの期間に実施する納品場所を新棟とする医療機器等及び医療情報等の売買契約及び賃貸借契約の入札に参加することはできない。

※資本関係とは、①親会社（会社法第2条第4号。以下同じ）と子会社（同上第3号。

以下同じ）の関係にある場合、及び②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合を言う。

※人的関係とは、①一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合、②一方の会社の管財人を現に兼ねている場合及び③入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を兼ねている場合を言う。

12. その他

(1) 応募者は、この募集要項、仕様書等を熟読し、それらを遵守すること。また、当院の指示に従い、円滑な企画提案の執行に協力し、不穏な言動等により、正常な企画提案の執行を妨たり、他の応募者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良な参加者としての態度を保持しなければならない。

参加資格を確認する上で、本公募案件の業務に関し、正常な執行が見込めない等の行為をした者又はするおそれがあると認められる者は、参加を認めないことがある。

(2) 応募者は、事業予定者決定後において、この募集要項、仕様書等の内容について、不明または誤謬等を理由に異議を申し立てることはできない。

(3) 応募に要する費用は、応募者の負担とし、提出のあった提案書等については返還しない。

(4) 事業予定者は、暴力団排除等手続要領に規定する暴力団または暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、事業予定者決定後速やかに提出しなければならない。なお、誓約書を提出しないときは契約を締結しない。また、誓約書を提出しない企画提案参加資格者に対し、入札参加停止等の措置を行う。

以上